

プロポーザル方式に係る手続き開始の公示

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和8年5月15日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 業務内容

(1) 業務名

マイナンバーカードコールセンター業務

(2) 業務の仕様等

マイナンバーカードコールセンター業務に係る企画・運營業務委託業者選定基準及び募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和11年7月31日まで

(4) 履行場所

受注者が設置する作業場で発注者に届け出た場所（日本国内に限る）

(5) 提案上限額

25,871,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 プロポーザル参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 公募開始の日から契約締結の日までに東広島市の指名除外処分を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始手続きの申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(5) 東広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 令和5年4月1日以降、国や地方公共団体、民間企業等において本市コールセンター運營業務と同様の業務（不特定多数から電話による問い合わせ等に対して、回答等を行うコールセンター業務）を行った実績が2件あること。

3 プロポーザル手続等

(1) 募集要項及び仕様書等入手方法

募集要項及び仕様書等は、東広島市のホームページからダウンロードすることにより、入手することができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次のと

おり交付する。

ア 交付場所

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
東広島市生活環境部市民課（東広島市役所本庁舎1階）
電話（082）420-0925

イ 交付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月24日（水）まで（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

(2) 質問書の提出期限及び提出方法並びに回答方法

ア 提出先

3(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年6月16日（火） 午後5時

ウ 提出方法

電子メールによる。イの期限までに必着することとし、提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

エ 質問に対する回答方法

令和8年6月22日（月）に東広島市ホームページに掲載する。

(3) プロポーザル参加資格の参加表明

ア 本件プロポーザルへの参加を希望する者は、募集要項に明記されているプロポーザル参加表明書及び必要な添付書類（以下「プロポーザル参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

確認の結果、プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

3(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年6月24日（水） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、3(3)ウの期限までに必着することとする。

オ プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年6月29日（月）までに通知する。

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

3(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年6月24日（水） 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容（プレゼンテーション・ヒアリングを行う場合においては、その内容を含む。）を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 評価基準

募集要項による。

(3) 結果の通知

最優秀者を特定した後は、速やかに全ての提案書の提出者に対して、その結果を通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約締結の前に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）第34条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) プロポーザル参加者に求められる義務

プロポーザル参加者は、契約を担当する職員からプロポーザル参加表明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）作成の要否

要

(5) その他

募集要項による。

6 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市生活環境部市民課（東広島市役所本庁舎1階）

電話（082）420-0925、ファクシミリ（082）420-0011

メールアドレス hgh2000925@city.higashihiroshima.lg.jp